

熊本県公報

号外 第 3 号
平成 17 年 1 月 15 日 (土)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 宇城市の町の区域をあらたに画すること及び字の名称の変更……………(市町村総室) 1
- 山鹿市の町の区域をあらたに画すること及び字の名称の変更……………(") 3
- 宇城市と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約……………(") 4
- 農作物共済の基準の変更……………(農業団体金融課) 5
- 登 載 依 頼
- 熊本県警察署協議会に関する規則等の一部改正……………(警察本部) 5
- 道路交通法第 94 条、第 101 条、第 101 条の 2、第 101 条の 2 の 2、第 104 条の 4 及び第 107 条の 7 に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間の一部改正……………(") 5
- 地域交通安全活動推進委員の活動区域の変更……………(") 5
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域の一部改正……………(") 6

告 示

熊本県告示第 47 号

宇城市を設置したことに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 15 日から宇城市の区域内において、次のとおり町の区域をあらたに画し、及び字の名称を変更する旨宇城市長職務執行者から届出があった。

平成 17 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

町及び字の名称		区 域
町 名	字 名	
三角町	大田尾	旧宇土郡三角町大字大田尾の区域
	三角浦	旧宇土郡三角町大字三角浦の区域
	波多	旧宇土郡三角町大字波多の区域
	戸馳	旧宇土郡三角町大字戸馳の区域
	郡浦	旧宇土郡三角町大字郡浦の区域
	中村	旧宇土郡三角町大字中村の区域
	前越	旧宇土郡三角町大字前越の区域
	大口	旧宇土郡三角町大字大口の区域
	手場	旧宇土郡三角町大字手場の区域
	里浦	旧宇土郡三角町大字里浦の区域
不知火町	長崎	旧宇土郡不知火町大字長崎の区域
	浦上	旧宇土郡不知火町大字浦上の区域
	亀松	旧宇土郡不知火町大字亀松の区域
	高良	旧宇土郡不知火町大字高良の区域
	御領	旧宇土郡不知火町大字御領の区域
	柏原	旧宇土郡不知火町大字柏原の区域
	小曾部	旧宇土郡不知火町大字小曾部の区域
	永尾	旧宇土郡不知火町大字永尾の区域
	松合	旧宇土郡不知火町大字松合の区域
	大見	旧宇土郡不知火町大字大見の区域

松橋町	松橋	旧下益城郡松橋町大字松橋の区域
	松山	旧下益城郡松橋町大字松山の区域
	内田	旧下益城郡松橋町大字内田の区域
	竹崎	旧下益城郡松橋町大字竹崎の区域
	豊福	旧下益城郡松橋町大字豊福の区域
	両仲間	旧下益城郡松橋町大字両仲間の区域
	西下郷	旧下益城郡松橋町大字西下郷の区域
	東松崎	旧下益城郡松橋町大字東松崎の区域
	豊崎	旧下益城郡松橋町大字豊崎の区域
	南豊崎	旧下益城郡松橋町大字南豊崎の区域
	御船	旧下益城郡松橋町大字御船の区域
	浅川	旧下益城郡松橋町大字浅川の区域
	砂川	旧下益城郡松橋町大字砂川の区域
	曲野	旧下益城郡松橋町大字曲野の区域
	古保山	旧下益城郡松橋町大字古保山の区域
	萩尾	旧下益城郡松橋町大字萩尾の区域
	浦川内	旧下益城郡松橋町大字浦川内の区域
	久具	旧下益城郡松橋町大字久具の区域
	大野	旧下益城郡松橋町大字大野の区域
	きらら一丁目	旧下益城郡松橋町きらら一丁目の区域
きらら二丁目	旧下益城郡松橋町きらら二丁目の区域	
きらら三丁目	旧下益城郡松橋町きらら三丁目の区域	
小川町	東海東	旧下益城郡小川町大字東海東の区域
	西海東	旧下益城郡小川町大字西海東の区域
	南海東	旧下益城郡小川町大字南海東の区域
	北海東	旧下益城郡小川町大字北海東の区域
	東小川	旧下益城郡小川町大字東小川の区域
	南小川	旧下益城郡小川町大字南小川の区域
	小川	旧下益城郡小川町大字小川の区域
	西北小川	旧下益城郡小川町大字西北小川の区域
	南部田	旧下益城郡小川町大字南部田の区域
	北部田	旧下益城郡小川町大字北部田の区域
	南小野	旧下益城郡小川町大字南小野の区域
	中小野	旧下益城郡小川町大字中小野の区域
	北小野	旧下益城郡小川町大字北小野の区域
	河江	旧下益城郡小川町大字河江の区域
	江頭	旧下益城郡小川町大字江頭の区域
	川尻	旧下益城郡小川町大字川尻の区域
	北新田	旧下益城郡小川町大字北新田の区域
	南新田	旧下益城郡小川町大字南新田の区域
	新田	旧下益城郡小川町大字新田の区域
	新田出	旧下益城郡小川町大字新田出の区域
住吉	旧下益城郡小川町大字住吉の区域	
不知火	旧下益城郡小川町大字不知火の区域	
豊野町	糸石	旧下益城郡豊野町大字糸石の区域
	巢林	旧下益城郡豊野町大字巢林の区域
	安見	旧下益城郡豊野町大字安見の区域
	山崎	旧下益城郡豊野町大字山崎の区域
	下郷	旧下益城郡豊野町大字下郷の区域

中間	旧下益城郡豊野町大字中間の区域
上郷	旧下益城郡豊野町大字上郷の区域

熊本県告示第 48 号

山鹿市を設置したことに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 15 日から山鹿市の区域内において、次のとおり町の区域をあらたに画し、及び字の名称を変更する旨山鹿市長職務執行者から届出があった。

平成 17 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

町及び字の名称		区 域
町 名	字 名	
	山鹿	旧山鹿市大字山鹿の区域
	宗方	〃 大字宗方の区域
	南島	〃 大字南島の区域
	坂田	〃 大字坂田の区域
	小原	〃 大字小原の区域
	志々岐	〃 大字志々岐の区域
	長坂	〃 大字長坂の区域
	鍋田	〃 大字鍋田の区域
	椿井	〃 大字椿井の区域
	西牧	〃 大字西牧の区域
	保多田	〃 大字保多田の区域
	麻生野	〃 大字麻生野の区域
	石	〃 大字石の区域
	杉	〃 大字杉の区域
	名塚	〃 大字名塚の区域
	下吉田	〃 大字下吉田の区域
	城	〃 大字城の区域
	小群	〃 大字小群の区域
	平山	〃 大字平山の区域
	津留	〃 大字津留の区域
	寺島	〃 大字寺島の区域
	小坂	〃 大字小坂の区域
	蒲生	〃 大字蒲生の区域
	久原	〃 大字久原の区域
	上吉田	〃 大字上吉田の区域
	方保田	〃 大字方保田の区域
	古閑	〃 大字古閑の区域
	中	〃 大字中の区域
	藤井	〃 大字藤井の区域
鹿北町	椎持	旧鹿本郡鹿北町大字椎持の区域
〃	多久	〃 〃 大字多久の区域
〃	岩野	〃 〃 大字岩野の区域
〃	芋生	〃 〃 大字芋生の区域
〃	四丁	〃 〃 大字四丁の区域
菊鹿町	矢谷	旧鹿本郡菊鹿町大字矢谷の区域
〃	上内田	〃 〃 大字上内田の区域
〃	相良	〃 〃 大字相良の区域
〃	山内	〃 〃 大字山内の区域
〃	下内田	〃 〃 大字下内田の区域

菊鹿町	下永野	旧鹿本郡菊鹿町大字下永野の区域
"	上永野	" " 大字上永野の区域
"	五郎丸	" " 大字五郎丸の区域
"	太田	" " 大字太田の区域
"	長	" " 大字長の区域
"	木野	" " 大字木野の区域
"	米原	" " 大字米原の区域
"	松尾	" " 大字松尾の区域
"	池永	" " 大字池永の区域
"	宮原	" " 大字宮原の区域
"	阿佐古	" " 大字阿佐古の区域
鹿本町	来民	旧鹿本郡鹿本町大字来民の区域
"	御宇田	" " 大字御宇田の区域
"	高橋	" " 大字高橋の区域
"	津袋	" " 大字津袋の区域
"	庄	" " 大字庄の区域
"	石渕	" " 大字石渕の区域
"	下高橋	" " 大字下高橋の区域
"	小嶋	" " 大字小嶋の区域
"	梶屋	" " 大字梶屋の区域
"	中富	" " 大字中富の区域
"	中川	" " 大字中川の区域
"	分田	" " 大字分田の区域
"	中分田	" " 大字中分田の区域
"	下分田	" " 大字下分田の区域
"	小柳	" " 大字小柳の区域
鹿央町	千田	旧鹿本郡鹿央町大字千田の区域
"	広	" " 大字広の区域
"	持松	" " 大字持松の区域
"	岩原	" " 大字岩原の区域
"	合里	" " 大字合里の区域
"	霜野	" " 大字霜野の区域
"	仁王堂	" " 大字仁王堂の区域
"	北谷	" " 大字北谷の区域
"	梅木谷	" " 大字梅木谷の区域
"	大浦	" " 大字大浦の区域
"	中浦	" " 大字中浦の区域

熊本県告示第 49 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定により、宇城市の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成 17 年 1 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

宇城市と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(公平委員会の事務の委託)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、宇城市（以下「甲」という。）は、同法第 8 条第 2 項に規定する公平委員会の事務を熊本県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するもの